

3. 社会的状況

(1) 地域の社会的状況に係る項目

ア 人口及び産業の状況

(ア) 人口

札幌市、手稲区、手稲山口地区における人口及び世帯数の推移を、表 3-3-1-1 及び図 3-3-1-1 に示す。

札幌市及び手稲区の人口及び世帯数はいずれも増加しているが、手稲山口地区では減少している。

表 3-3-1-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月現在）^{62) 63)}

地区	年度	平成27年		令和2年	
		人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)
札幌市全体		1,952,356	921,837	1,973,395	969,161
手稲区		140,999	57,333	142,625	61,080
山口		654	162	601	162

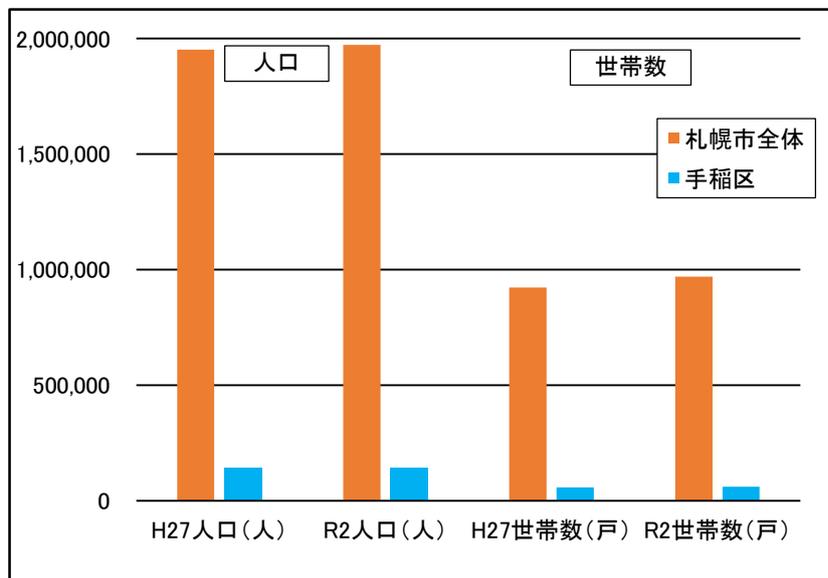


図 3-3-1-1 人口及び世帯数の推移^{62) 63)}

62) e-Stat「国勢調査 人口等基本集計」（平成27年10月、令和2年10月）

63) e-Stat「国勢調査 小地域集計」（平成27年10月、令和2年10月）

(イ) 産業構造の推移

札幌市、手稲区、手稲山口地区における産業別就業者数の推移を、表 3-3-1-2 及び図 3-3-1-2 に示す。

札幌市、手稲区は、第 3 次産業の占める割合が 8 割程度と最も高い状況である。

表 3-3-1-2 産業別就業者数の推移（各年 10 月 1 日現在）^{64) 65)}

地区	年度	産業区分	平成27年		令和2年	
			就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
札幌市全体		第1次産業	3,790	0.4	3,983	0.5
		第2次産業	118,503	14.0	115,924	13.7
		第3次産業	645,868	76.5	697,967	82.5
		分類不能	76,152	9.0	28,079	3.3
		合計	844,313	100.0	845,953	100.0
手稲区		第1次産業	256	0.4	288	0.5
		第2次産業	11,164	19.0	10,757	18.1
		第3次産業	44,659	75.9	46,272	78.1
		分類不能	2,781	4.7	1,959	3.3
		合計	58,860	100.0	59,276	100.0
手稲山口			260	0.4	266	0.4

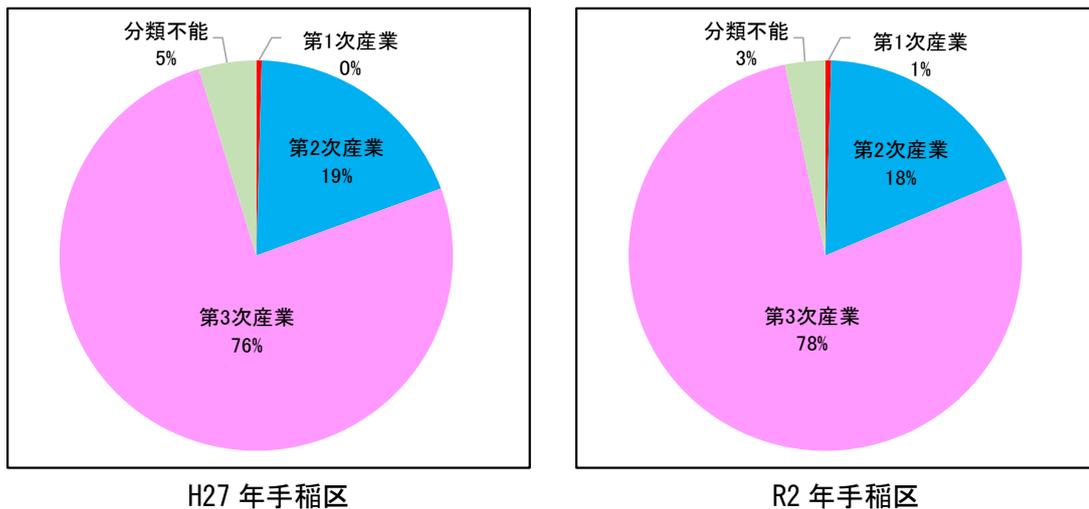


図 3-3-1-2 産業別就業者数の推移^{64) 65)}

64) e-Stat「国勢調査 就業状態等基本集計」(平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月)

65) e-Stat「国勢調査 小地域集計」(平成 27 年 10 月、令和 2 年 10 月)

イ 土地利用の状況

(ア) 行政区画

事業実施想定区域は図 3-3-1-3 のとおり、札幌市手稲区手稲山口に位置している。

また、事業実施想定区域の周辺には表 3-3-1-3 のとおり、5 町内会、8 自治会とその連合体である山口団地連合自治会がある。

事業実施想定区域は、山口東町内会に位置している。

表 3-3-1-3 事業実施想定区域及びその周辺における町内会⁶⁶⁾ ⁶⁷⁾

町内会名	加入世帯数(世帯)	班数(班)
山口東町内会	23	4
山口西町内会	35	5
曙第21町内会	191	14
曙第29町内会	1,118	79
曙第31町内会	58	6

町内会名	加入世帯数(世帯)	班数(班)
山口団地A自治会	101	10
山口団地B自治会	89	5
山口団地C自治会	115	10
山口団地D自治会	134	8
山口団地E自治会	103	8
山口団地F自治会	84	6
山口団地G自治会	99	9
山口団地H自治会	125	12
合計 (山口団地連合自治会)	850	68

66) 札幌市市民まちづくり局地域振興部「札幌市町名・住居表示実施区域図」(令和3年12月)

67) 札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課「マチトモ Navi」



凡例

- 事業実施想定区域
- 町界範囲
- 山口団地連合自治会
- 町内会及び自治会範囲
- 札幌市手稲区
- 小樽市
- ① 手稲区手稲山口
- ② 手稲区曙

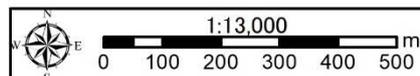
図 3-3-1-3

行政区画及び町内会の状況

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典: 札幌市市民まちづくり局地域振興部「札幌市町名・住居表示実施区域図」(令和3年12月)

出典: 札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課「マチトモ Navi」



(イ) 現況土地利用

a 現況土地利用状況

札幌市における地目別土地利用面積を、表 3-3-1-4 及び図 3-3-1-4 に示す。

札幌市は大都市であるが、南西部に山林が多いため山林の割合が 57%と高く、次いで宅地が 14%となっている。

表 3-3-1-4 地目別土地利用面積⁶⁸⁾

区分	札幌市全体	
	面積(km ²)	割合(%)
田	1.15	0.10
畑	37.65	3.36
宅地	150.13	13.39
鉱泉地	0.00	0.00
池沼	0.05	0.00
山林	639.33	57.02
牧場	0.55	0.05
原野	49.21	4.39
雑種地	85.01	7.58
その他	158.19	14.11
総面積	1,121.26	100.00

地目別面積: 令和2年1月1日現在

総面積: 令和2年4月1日現在

注1: 地目別面積は、1月1日現在のため、総面積とは一致しないことがある。

注2: 「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等である。

注3: 「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

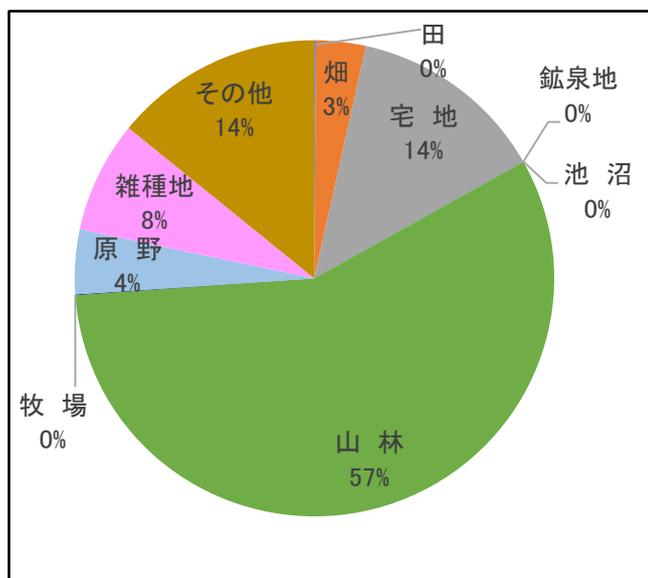


図 3-3-1-4 地目別土地利用面積⁶⁸⁾

68) 北海道総合政策部「令和4年 北海道統計書」(令和4年3月)

b 都市計画法上の地区計画等の状況

札幌市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況を、表 3-3-1-5 に示す。

事業実施想定区域は市街化調整区域に位置しており、周辺地域の用途地域の指定状況を図 3-3-1-5 に示す。

事業実施想定区域周辺の地区計画は、特に定められていない。また、小樽市及び石狩市では、事業実施想定区域周辺の地区計画は、特に定められていない。^{71) 72)}

表 3-3-1-5 地目別土地利用面積^{69) 70)}

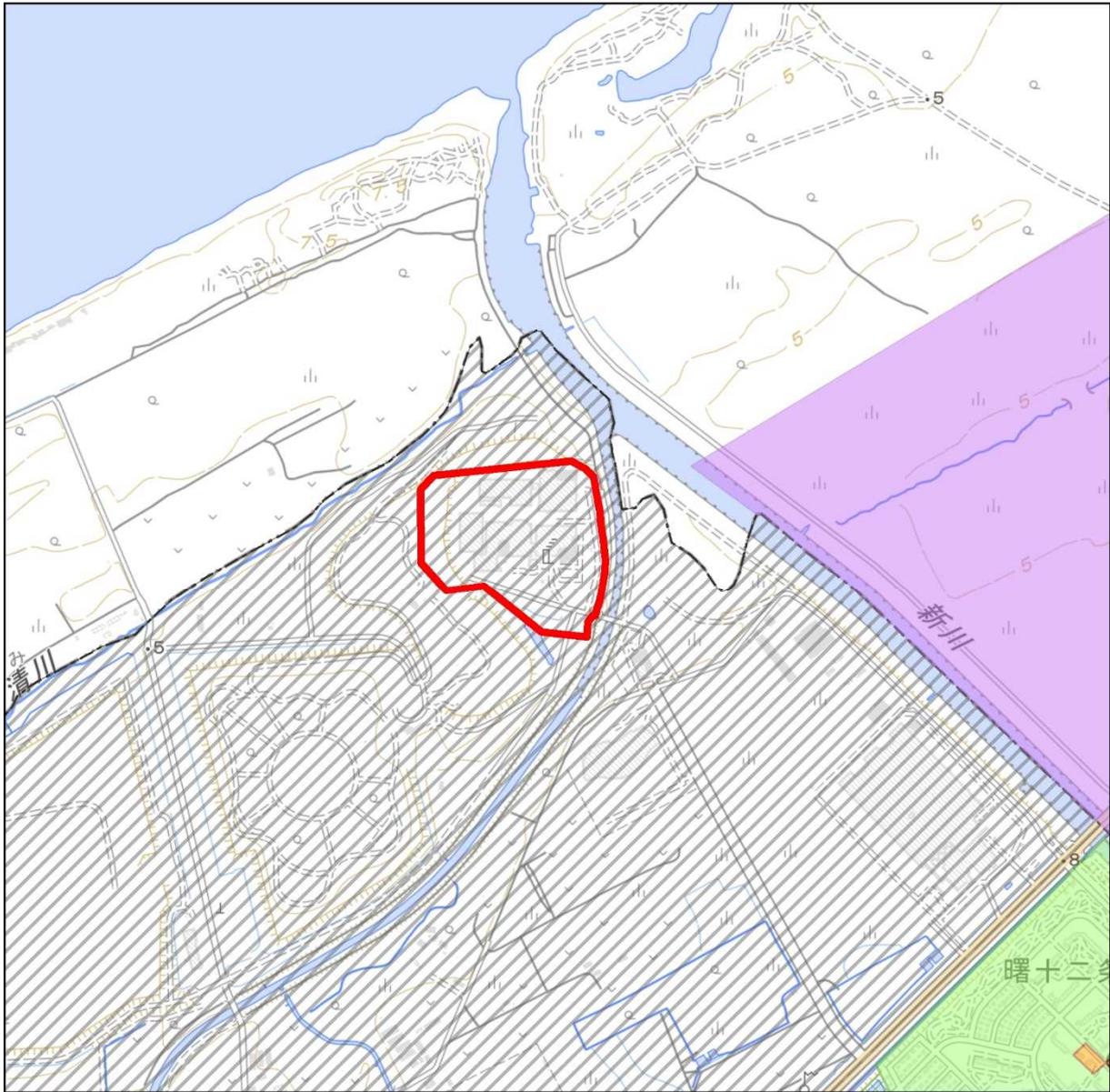
用途地域の種類		札幌市全体			
		面積(km ²)	割合(%)		
都市計画区域	市街化区域	第1種低層住居専用地域	8,191	14.22	
		第2種低層住居専用地域	475	0.82	
		第1種中高層住居専用地域	1,390	2.41	
		第2種中高層住居専用地域	2,582	4.48	
		第1種住居地域	4,421	7.68	
		第2種住居地域	485	0.84	
		準住居地域	1,161	2.02	
		近隣商業地域	2,632	4.57	
		商業地域	831	1.44	
		準工業地域	2,264	3.93	
		工業地域	364	0.63	
		工業専用地域	238	0.41	
		合計		25,034	43.47
		市街化調整区域		32,550	56.53
総面積		57,584	100.00		

69) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「都市計画決定の一覧」(令和元年8月)

70) 札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」

71) 小樽市建設部都市計画課ホームページ「小樽市都市計画閲覧サービス」

72) 石狩市建設水道部建設総務課「石狩市の都市計画 資料集」(令和4年4月)



凡例

- 事業実施想定区域
- 区界
- 市町村界
- 札幌市都市計画区域**
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 市街化調整区域
- 小樽市都市計画区域**
- 準工業地域

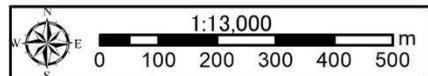
図 3-3-1-5 都市計画区域、用途地域の指定状況図

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典:札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」

出典:小樽市建設部都市計画課ホームページ「小樽市都市計画閲覧サービス」

出典:石狩市ホームページ「石狩市暮らしマップ 都市計画」



ウ 河川、湖沼、地下水の利用状況

(ア) 水域利用の状況

a 河川、湖沼等公共用水域の利用状況

事業実施想定区域の周辺における河川等の親水地区については、水遊び場などとして整備されていない。^{74) 75)}

(イ) 利水の状況

a 河川の利水の状況

事業実施想定区域周辺の河川水の利水状況については、水利権は設定されていない。

b 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺における札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく地下水採取事業場を、表 3-3-1-6 及び図 3-3-1-6 に示す。

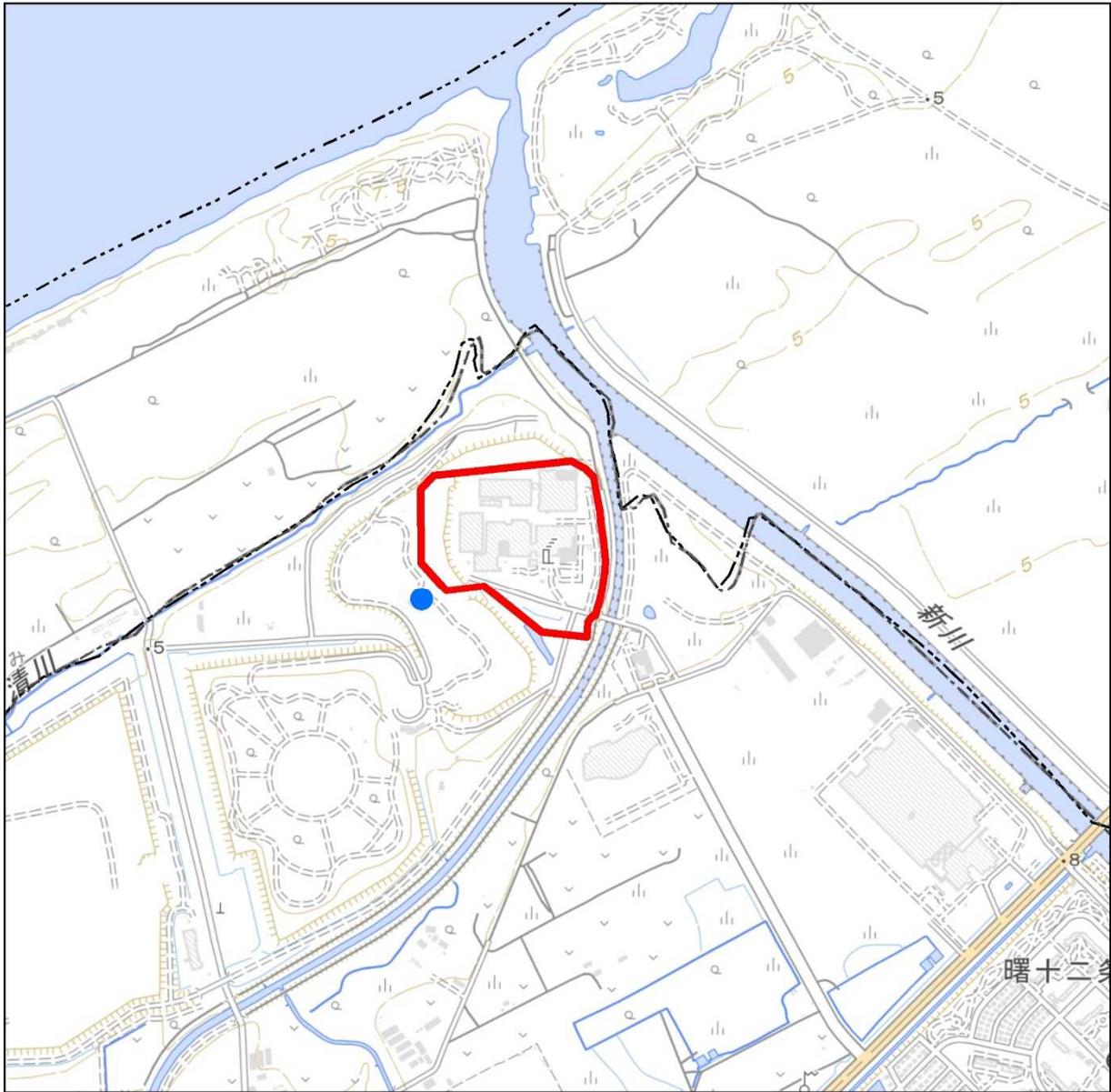
表 3-3-1-6 札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく地下水採取事業場届出状況⁷³⁾

該当法令	届出事業場等の数 (地下水採取)
	事業実施想定区域及びその周辺
札幌市生活環境の確保に関する条例	1

73) 札幌市環境局環境都市推進部「揚水施設一覧」(令和4年10月現在)

74) (社)北海道土木協会「普通河川水利権調書」(平成13年3月)

75) (社)北海道土木協会「一級水系水利権調書」(平成13年11月)



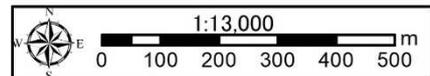
凡例

- 事業実施想定区域
- 区界
- 市町村界
- 札幌市生活環境確保の条例に基づく地下水採取事業場

図 3-3-1-6 地下水の採取位置図

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典:札幌市環境局環境都市推進部「揚水施設一覧」(令和4年10月現在)



エ 交通の状況

(ア) 交通施設の分布

a 主な交通施設（道路、鉄道等）の分布

事業実施想定区域周辺の主な交通施設を、表 3-3-1-7 及び図 3-3-1-7 に示す。

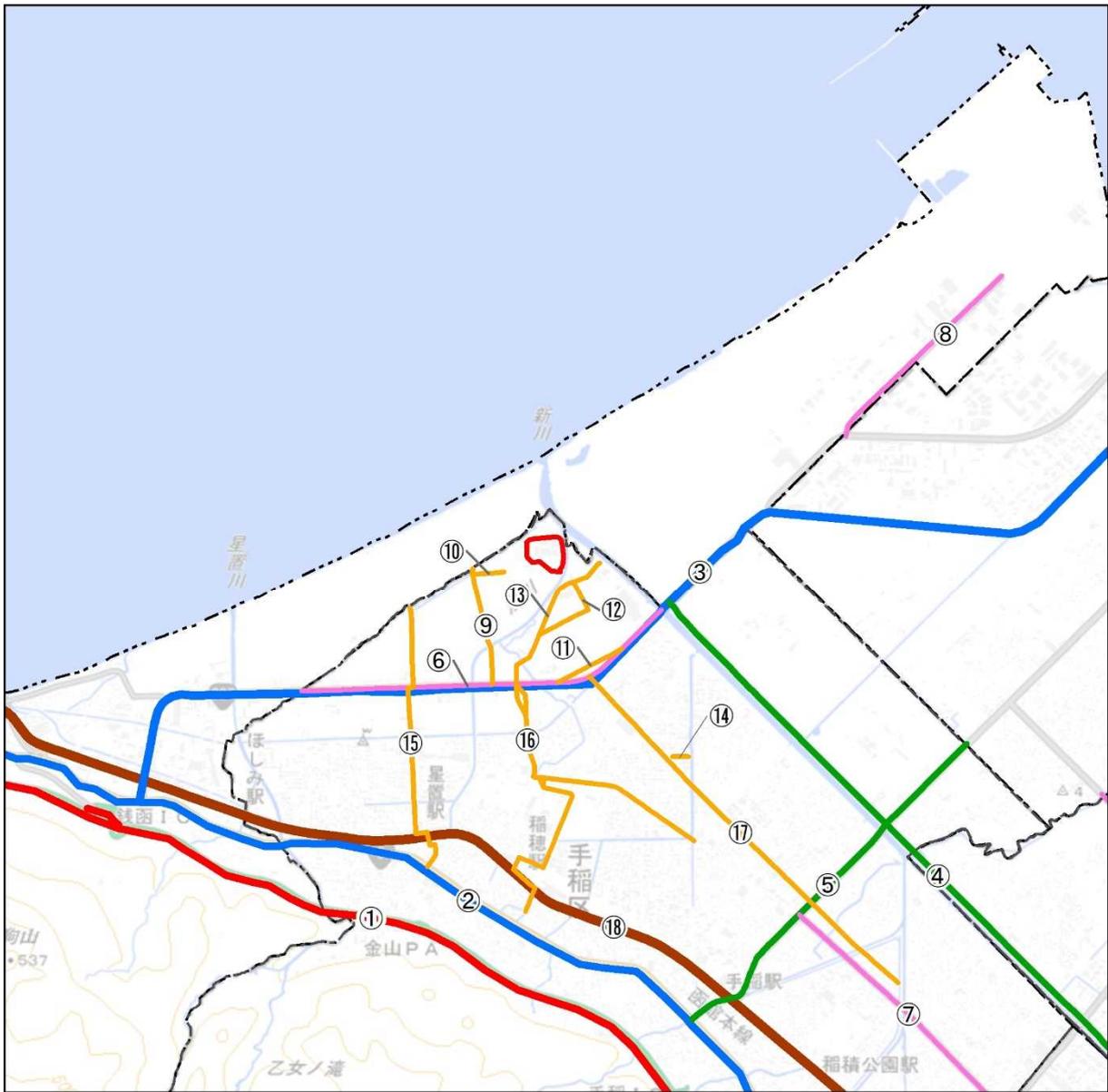
高速自動車国道については、小樽市から札幌市へ通じる札幌自動車道があり、国道については、手稲区から函館市へ通じる一般国道 5 号、小樽市・手稲区から千歳市へ通じる一般国道 337 号がある。道道については、主要道道前田新川線、主要道道石狩手稲線、一般道道小樽石狩線、一般道道下手稲札幌線及び一般道道石狩湾新港線がある。また、市道については、山口墓地線、手稲山口バツタ塚線、山口東 1 号線、山口東 2 号線、山口東 3 号線、山口東 7 号線、星置 3 号線、曲長線及び稲山線がある。

表 3-3-1-7 事業実施想定区域周辺における交通施設^{70) 76)}

項目	区分	図中番号	路線名
交通施設	高速自動車国道	①	札幌自動車道
	国道	②	一般国道5号
		③	一般国道337号
		④	主要道道前田新川線
	道道	⑤	主要道道石狩手稲線
		⑥	一般道道小樽石狩線
		⑦	一般道道下手稲札幌線
		⑧	一般道道石狩湾新港線
	市道	⑨	市道山口墓地線
		⑩	市道手稲山口バツタ塚線
		⑪	市道山口東1号線
		⑫	市道山口東2号線
		⑬	市道山口東3号線
		⑭	市道山口東7号線
		⑮	市道星置3号線
		⑯	市道曲長線
		⑰	市道稲山線
	鉄道	⑱	函館本線

70) 札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」

76) 札幌市認定路線網図（令和 3 年 11 月）



凡例

- | | |
|--------------|--------------|
| 事業実施想定区域 | 市町村界 |
| 区界 | 一般道道 |
| 高速自動車国道 | 市道 |
| 国道 | 鉄道 |
| 主要道道 | |
| ① 札幌自動車道 | ⑩ 市道手稲山口バツ塚線 |
| ② 一般国道5号 | ⑪ 市道山口東1号線 |
| ③ 一般国道337号 | ⑫ 市道山口東2号線 |
| ④ 主要道道前田新川線 | ⑬ 市道山口東3号線 |
| ⑤ 主要道道石狩手稲線 | ⑭ 市道山口東7号線 |
| ⑥ 一般道道小樽石狩線 | ⑮ 市道星置3号線 |
| ⑦ 一般道道下手稲札幌線 | ⑯ 市道曲長線 |
| ⑧ 一般道道石狩湾新港線 | ⑰ 市道稲山線 |
| ⑨ 市道山口墓地線 | ⑱ 函館本線 |

図 3-3-1-7 交通網図

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」

出典：札幌市認定路線網図(令和3年11月)



b 主要道路の交通量

主要道路の交通量について、調査結果を表 3-3-1-8～表 3-3-1-9 に示す。調査地点を図 3-3-1-8～図 3-3-1-9 に示す。

事業実施想定区域周辺の市道では、交通量の調査は行われていない。

表 3-3-1-8 主要な交通施設の交通量（道路交通センサス）^{77) 78)}

路線名	札幌自動車道	一般国道5号		一般国道337号	主要道道 前田新川線	一般道道 小樽石狩線
図中番号	①	②	③	④	⑤	⑥
地点名 年度	銭函IC～ 手稲IC	小樽市銭函 3丁目	手稲区稲穂 1条8丁目5	石狩市樽川 4条3丁目	手稲区前田 11条10丁目	石狩市新港南 2丁目
平成22年度	13,344	19,911	21,629	16,489	15,300	6,024
平成27年度	18,294	18,450	20,883	16,067	15,837	6,125

注1: 斜文字は、推定値である。

注2: 交通量の単位は、台/24時である。

表 3-3-1-9 主要な交通施設の交通量（札幌市交通量調査）⁷⁹⁾

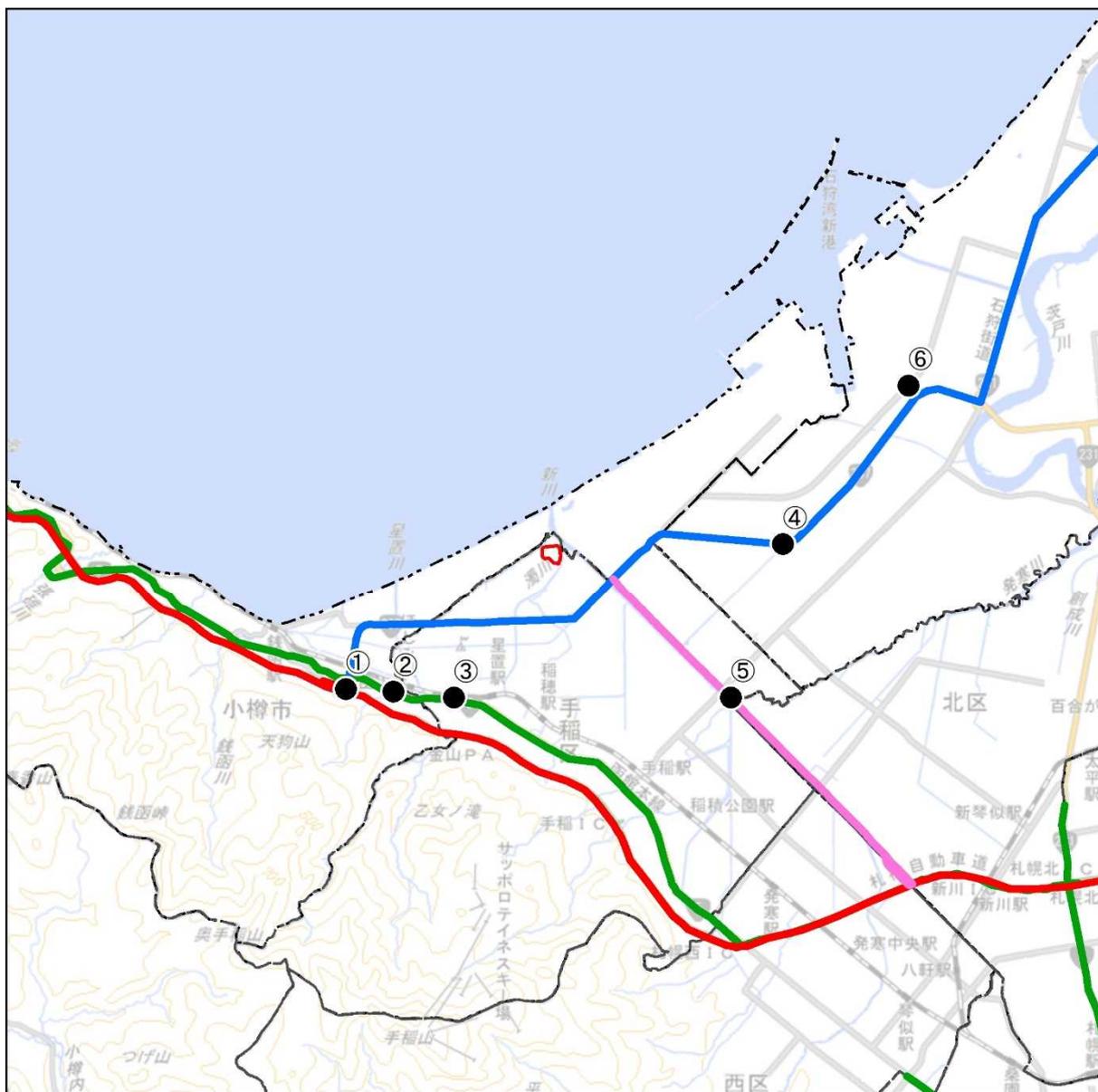
路線名	主要道道 前田新川線	主要道道 石狩手稲線
図中番号	①	②
地点名 年度	手稲区新川西 1条4丁目	手稲区前田 5条10丁目
平成12年度	25,148	19,814
平成17年度	23,619	18,858
平成22年度	—	—
平成27年度	22,179	—
平成29年度	23,265	—
平成30年度	—	—
令和元年度	22,790	—
令和3年度	25,638	16,549

注: 交通量の単位は、台/12時である。

77) 国土交通省「平成22年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査箇所別基本表」（平成24年12月）

78) 国土交通省「平成27年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査箇所別基本表」（平成29年6月）

79) 札幌市「札幌市の都市交通データブック」（平成12年度～令和3年度）



凡例

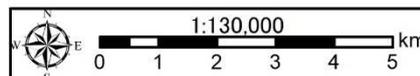
- | | |
|---|----------------|
| 事業実施想定区域 | ● 交通量調査地点 |
| 区界 | ① 銭函IC～手稲IC |
| 市町村界 | ② 小樽市銭函3丁目 |
| 札幌自動車道 | ③ 手稲区稲穂1条8丁目5 |
| 一般国道5号線 | ④ 石狩市樽川4条3丁目 |
| 一般国道337号線 | ⑤ 手稲区前田11条10丁目 |
| 主要道道 前田新川線 | ⑥ 石狩市新港南2丁目 |
| 一般道道 小樽石狩線 | |

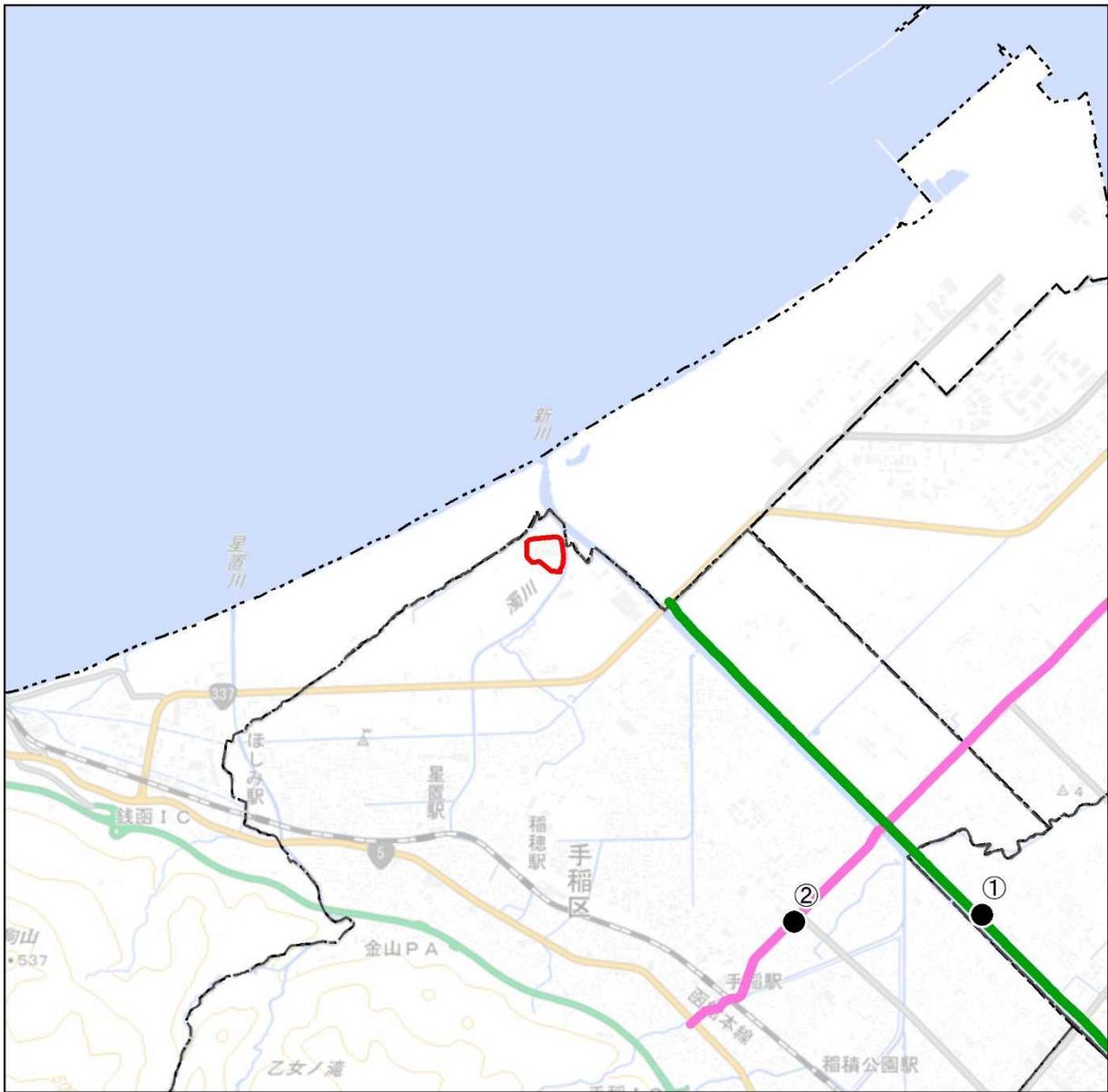
図 3-3-1-8

**交通量調査地点位置図
(道路交通センサス)**

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典: 国土交通省「平成 22 年度 全国道路交通情勢調査一般交通量調査箇所別基本表」(平成 24 年 12 月)
出典: 国土交通省「平成 27 年度 全国道路交通情勢調査一般交通量調査箇所別基本表」(平成 29 年 6 月)





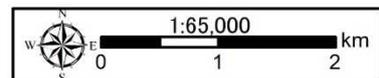
凡例

- 事業実施想定区域
- 区界
- 市町村界
- 主要道道 前田新川線
- 主要道道 石狩手稲線
- 交通量調査地点
- ① 手稲区新川西1条4丁目
- ② 手稲区前田5条10丁目

図 3-3-1-9 交通量調査地点位置図
(札幌市交通量調査)

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典: 札幌市「札幌市の都市交通データブック」(平成 12 年度～令和 3 年度)



オ 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

(ア) 環境保全の配慮が必要な施設の分布

a 学校の分布

事業実施想定区域の周辺における学校の分布状況を、表 3-3-1-10 及び図 3-3-1-10 に示す。

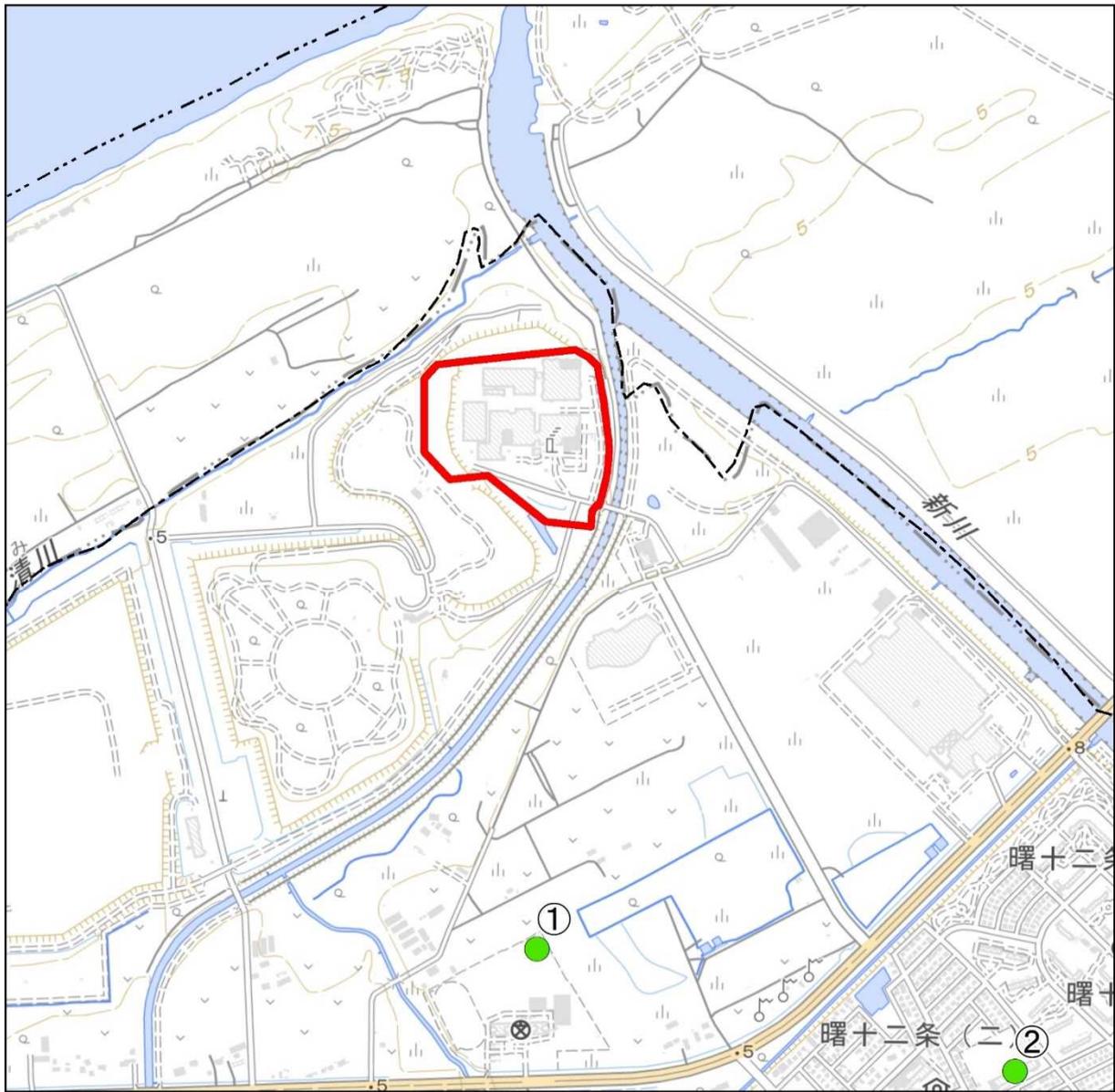
事業実施想定区域に最も近い「北海道札幌あすかぜ高等学校」は、敷地境界から約 920m の距離にある。

表 3-3-1-10 事業予定地想定区域の周辺における学校^{80) 81)}

図中番号	区分	施設名	事業実事業実施想定区域の敷地境界から最短距離
①	学校	北海道札幌あすかぜ高等学校	約920m
②	学校	札幌市立手稲山口小学校	約1,270m

80) 札幌市教育委員会ホームページ「市立学校・幼稚園一覧」(令和4年10月現在)

81) 北海道教育委員会ホームページ「学校一覧」(令和3年4月現在)

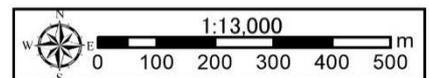


凡例

- 事業実施想定区域
- 市町村界
- 学校
- ① 北海道札幌あすかぜ高等学校
- ② 札幌市立手稲山口小学校

図 3-3-1-10 学校の分布状況

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである



出典: 札幌市手稲区「手稲区ガイド」(令和3年1月)

b 医療施設の分布

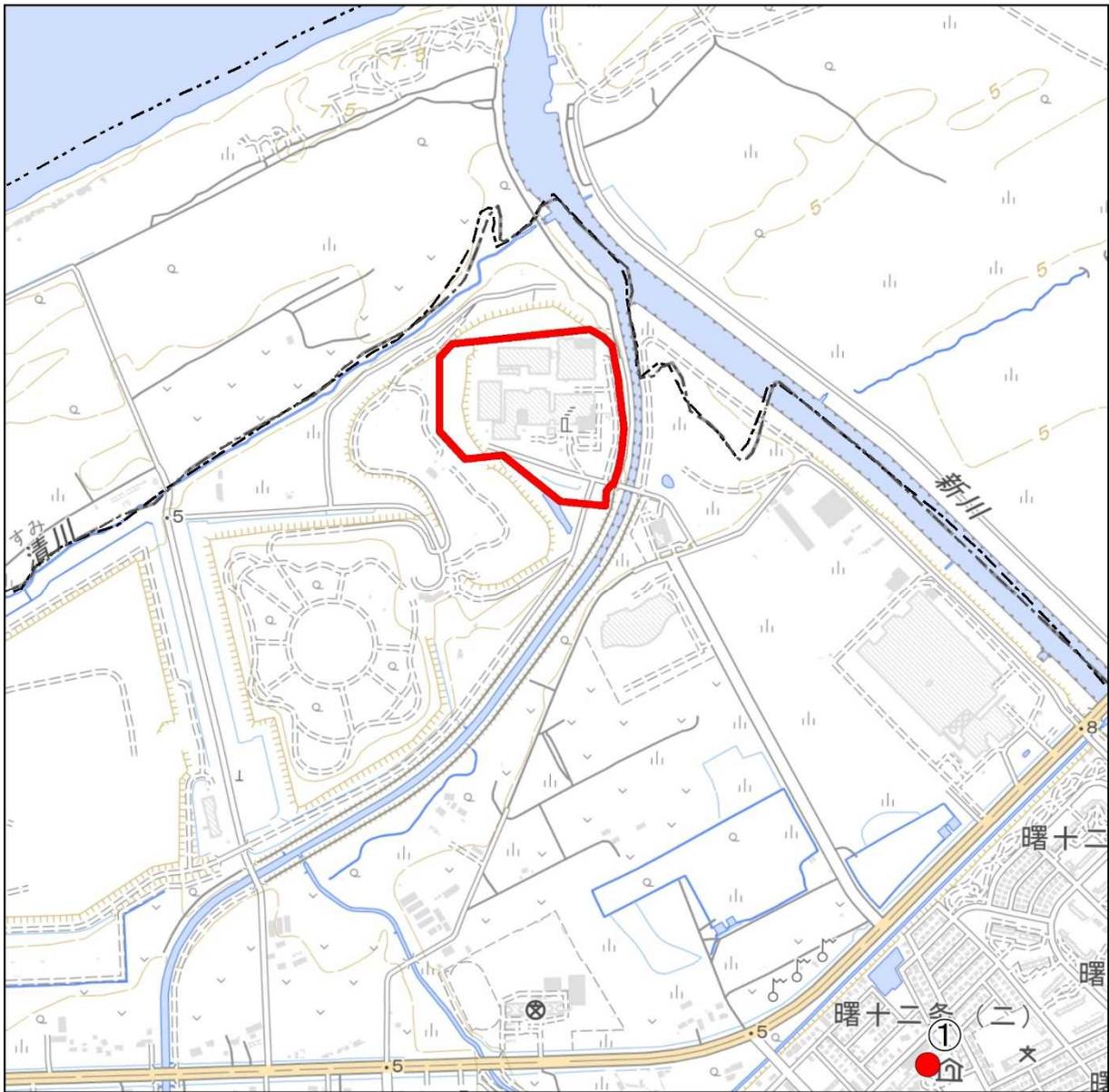
事業実施想定区域周辺における医療施設の分布状況を、表 3-3-1-11 及び図 3-3-1-11 に示す。

事業実施想定区域に最も近い「札幌立花病院」は、敷地境界から約 1,210m の距離にある。

表 3-3-1-11 事業予定地想定区域の周辺における医療施設⁸²⁾

図中番号	区分	施設名	事業実事業実施想定区域の敷地境界から最短距離
①	病院	医療法人 福和会 札幌立花病院	約1,210m

82) 札幌市保健福祉局保健所ホームページ「医療機関名簿（手稲区）」（令和4年10月現在）



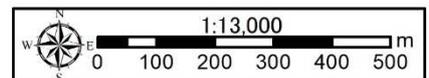
凡例

- 事業実施想定区域
- 区界
- 市町村界
- 病院
- ① 医療法人 福和会 札幌立花病院

図 3-3-1-11 医療施設の分布状況

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典: 札幌市保健福祉局保健所ホームページ「医療機関名簿(手稲区)」
(令和4年10月現在)



c 社会福祉施設の分布

事業実施想定区域周辺における医療施設の分布状況を、表 3-3-1-12 及び図 3-3-1-12 に示す。

何れの施設も同じ敷地内に位置しており、敷地境界から約 1,210m の距離にある。

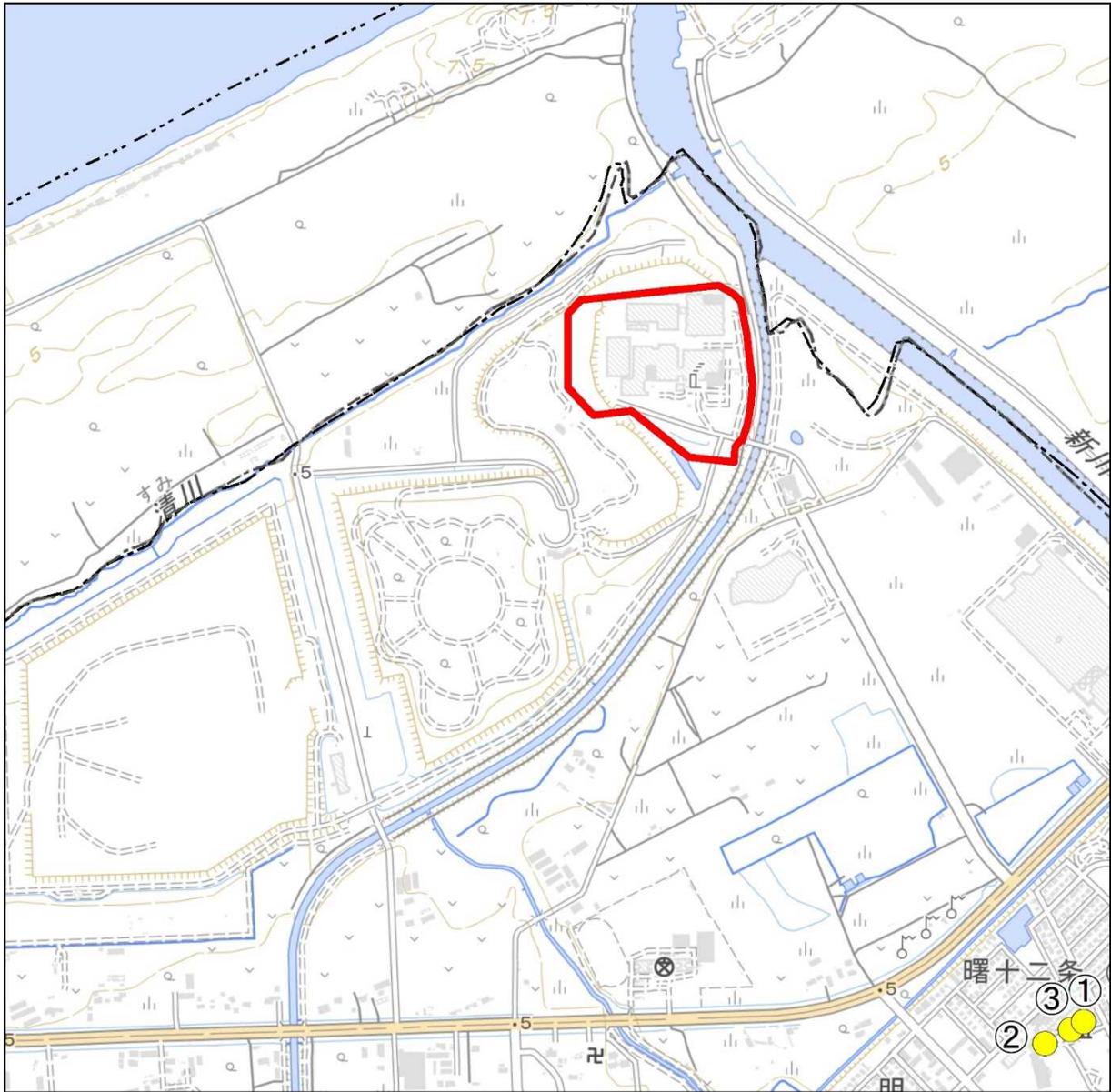
表 3-3-1-12 事業予定地想定区域の周辺における社会福祉施設^{59) 83) 84)}

図中番号	区分	施設名	事業実事業実施想定区域の敷地境界から最短距離
①	介護施設	医療法人 福和会 グループホーム青空	約1,210m
②		医療法人 福和会 グループホーム朝風	約1,210m
③	老人福祉施設	医療法人 福和会 ケアハウス・スカイラーク	約1,210m

59) 札幌市手稲区「手稲区ガイド」(令和3年1月)

83) 国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト「福祉施設データ」

84) 札幌市保健福祉局保健所ホームページ「社会福祉法人一覧」(令和4年9月現在)



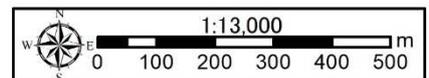
凡例

- 事業実施想定区域
- 区界
- 市町村界
- 社会福祉施設
- ① 医療法人 福和会グループホーム青空
- ② 医療法人 福和会グループホーム朝風
- ③ 医療法人 福和会ケアハウス・スカイラーク

図 3-3-1-12 社会福祉施設の分布状況

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典:国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト「福祉施設データ」
出典:札幌市手稲区「手稲区ガイド」(令和3年1月)



(イ) 住宅の配置

a 集落の分布状況

事業実施想定区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区（平成 26 年国勢調査 DID 区域）を図 3-3-1-13 に示す。⁸⁵⁾

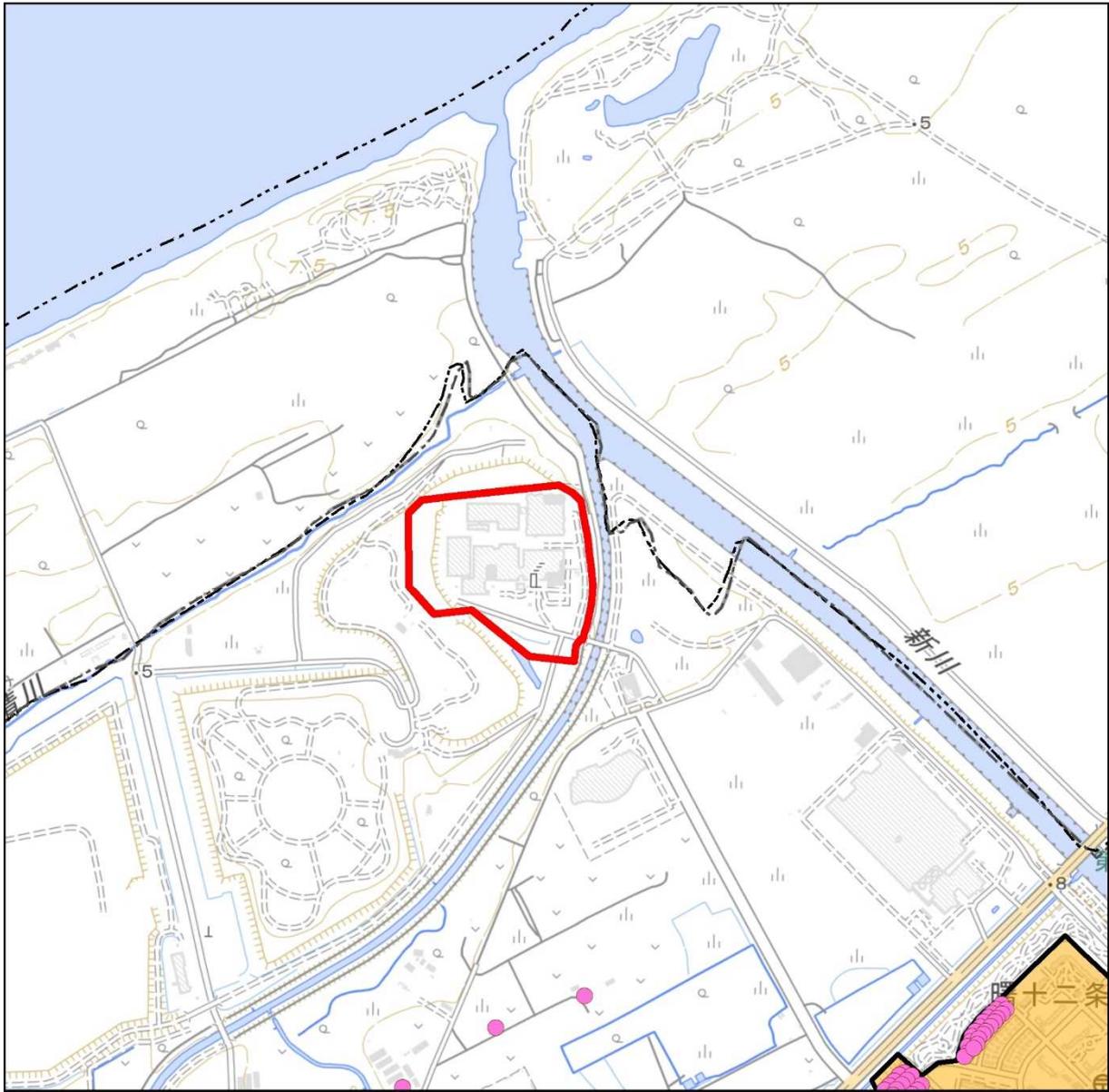
事業実施想定区域周辺においては、一般国道 337 号を挟んで南東側に住宅地がある。

b 事業実施想定区域の周辺の人家

事業実施想定区域周辺における人家の分布状況を図 3-3-1-13 に示す。⁸⁵⁾ 手稲山口地区に人家が分布し、さらに南方向の曙地区は住宅地となっている。

85) ゼンリン「住宅地図 札幌市手稲区」（令和 4 年 6 月）

86) 国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト「人口集中地区データ」



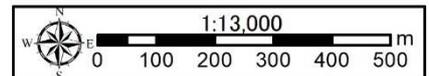
凡例

- 事業実施想定区域
- 区界
- 市町村界
- 住居
- 人口集中地区
(平成26年国勢調査DID地区)

図 3-3-1-13 人口集中地区の分布状況

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典:ゼンリン「住宅地図 札幌市手稲区」(令和4年6月)
出典:国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト「人口集中地区データ」



カ 下水道の整備の状況

(ア) 下水道の整備状況

札幌市、手稲区における下水道の整備状況及び処理人口を、表 3-3-1-13 に示す。また、事業実施想定区域及びその周辺内の下水道処理区域を図 3-3-1-14 に示す。

事業実施想定区域は下水道処理区域外であるが、敷地内には圧送管（汚泥）がある。
なお、事業実施想定区域周辺に、小樽市及び石狩市の下水道処理区域はない。^{87),90)}

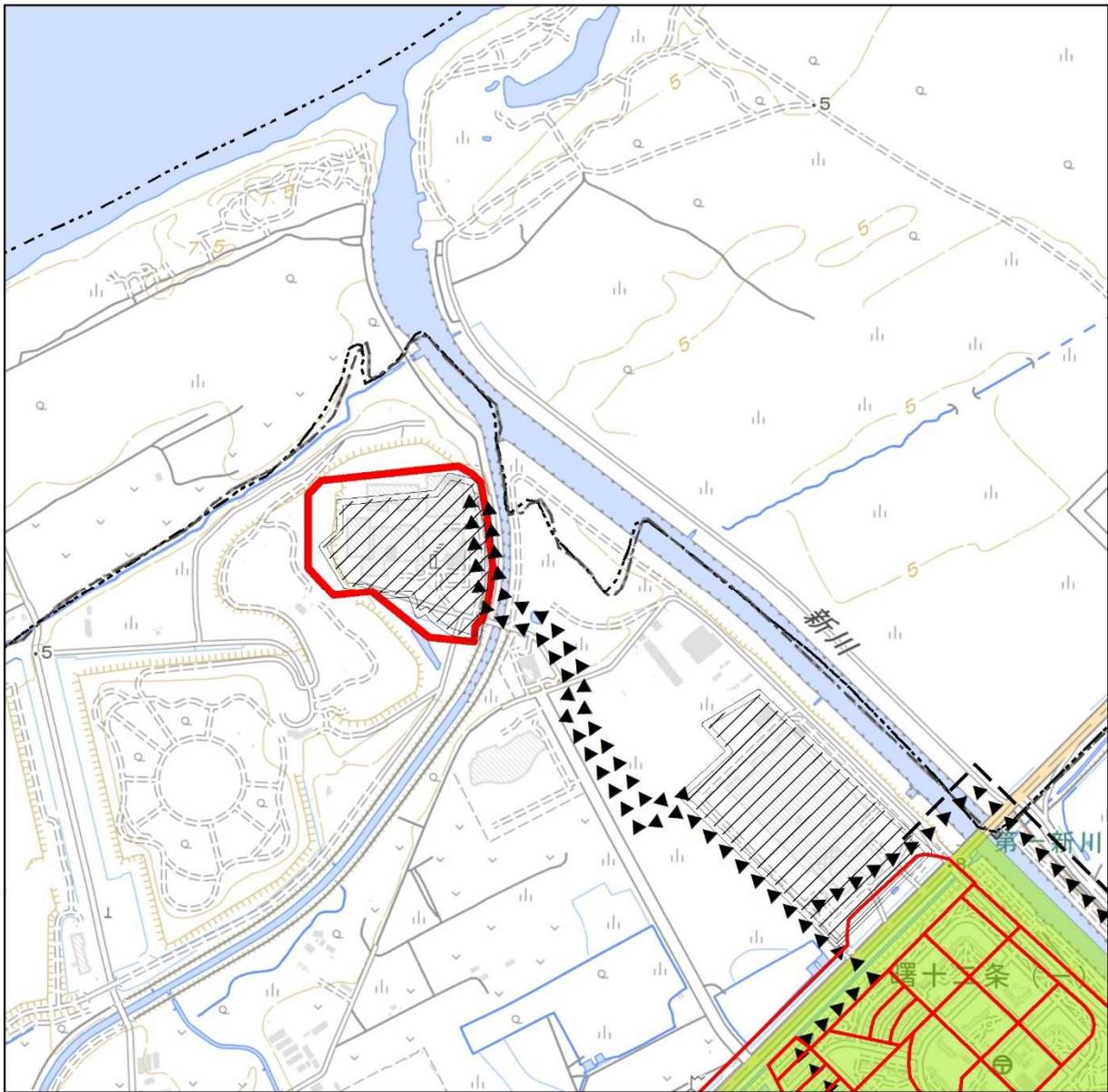
表 3-3-1-13 下水道の整備状況及び処理人口^{88) 89)}

地区	管渠延長 (km)	総人口(A) (千人)	処理区域		
			面積 (ha)	人口(B) (千人)	普及率 (B)/(A)(%)
札幌市全体	8,300.4	1,975.1	24,790	1,971.1	99.8
手稲区	—	142.7	2,206	142.5	99.9

注1: 処理区域の数値は、令和2年3月31現在である。

注2: 総人口は、令和2年10月1日現在の人口である。

- 87) 石狩市環境市民部環境課「石狩市環境白書’21—令和3年度版—」(令和4年3月)
 88) 札幌市市長政策室「札幌市統計書 令和3年版」(令和4年3月)
 89) 札幌市下水道河川局下事業推進部下水道計画課「公共下水道の供用及び処理開始告示区域図その1」(令和3年12月)
 90) 小樽市水道局「第2次小樽市上下水道ビジョン」(令和元年12月)



凡例

- 事業実施想定区域
- 区界
- 市町村界
- 下水道処理区域
- 水再生プラザ
- 合流管きょ(枝線)
- 圧送管(汚泥)
- 汚水拡充管きょ

図 3-3-1-14 下水道の整備状況

※この地図は、国土地理院発行の
電子地形図(タイル)を使用したものである

出典: 札幌市下水道河川局下事業推進部下水道計画課「公共下水道の
供用及び処理開始告示区域図その1」(令和3年12月)

